

旧相模原市営藤野駅周辺駐車場の運営に係る不適切な事務処理について

令和元年12月28日まで運営していた旧相模原市営藤野駅周辺駐車場（以下「駐車場」という。）において、当該駐車場に勤務していた非常勤職員への給与の支給について不適切な事務処理がありましたのでお知らせします。

本件について、関係する方々にご迷惑をおかけしたことを深くお詫び申し上げます。

1 経過と概要

当該駐車場の勤務体制はシフト制だったことから、担当の非常勤職員が休暇を取得する時は、別の非常勤職員による代替要員が必要となり、代替要員として勤務した別の非常勤職員については、通常日数として給与を支給していました。

令和元年11月、非常勤職員から代替要員としての勤務に対する割増措置について問合せがあり、関係法令等を改めて精査した結果、休日勤務の割増措置が必要であったことが判明したことから、当該措置が必要であった非常勤職員の勤務実態に応じ、過年度分の未払い賃金を支給したものです。

当該職員は既に退職しておりますが、これらの職員に対しましてお詫びするとともに本件への対応を行いました。

なお、過去の勤務体制についても継続して調査したところ、平成13年に旧藤野町が当該駐車場を開設した当初から同様の勤務体制がとられており、合併時に市として業務を引き継いだ際にも見直されることなく継続され、現在に至っていたことを確認しております。

2 原因

配置職員数と勤務体制の整合が十分図られておらず、休暇取得者が発生した場合に代替要員が発生する体制となっていたこと、また、この代替要員を休日勤務者として取扱うという理解が不足していたことによるものです。

3 未払い賃金の内容

(1) 遡及期間

平成29年12月から令和元年11月まで

労働基準法第115条の規定により、未払い賃金の請求権は2年であることから、過去2年の未払い賃金について対象職員に支給

(2) 支給日及び支給額

ア 支給日 令和2年3月24日（令和元年度分）及び令和2年4月24日（平成30年度以前分）

イ 支給額 約420,000円

(3) 支給対象者

7名

4 再発防止策

当該駐車場は、民間活力の導入として令和元年12月29日に民間事業者へ貸付を行い運営しており、市営駐車場としての運営を終了していることから、同様の事態は起こりませんが、今後、他の業務等で会計年度任用職員を任用する場合は、勤務体制に応じた職員配置を行うとともに、勤務実態管理を徹底し、適切な事務の執行に努めます。

非常勤職員は、令和2年度から会計年度任用職員として任用しています。

問い合わせ先
津久井土木事務所
042-780-1419
対応責任者：渡邊